

三重県立総合医療センター女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性職員が活躍できる職場環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2. 当院の状況

- ・正規職員（看護職を除く）に占める女性職員の割合は36.3%（R6.4.1時点）。
- ・令和5年度の職員全体の時間外勤務時間数は令和4年度との比較で約9%減少している。また、正規職員の有給休暇取得率は約7%増加しており、令和2年以降は毎年男性の育児休業取得も見受けられることから、就労環境の改善により家事・育児等の分担が推進されていると考えられる。

3. 内容（目標）

目
標

- ・正規職員（看護職を除く）の女性職員比率を36.5%以上にする（R7.4.1）
- ・職員全体の時間外勤務時間数をR5年度実績に対し5%削減する（R6実績）

4. 主な取組内容（令和2年4月～）

- ・採用試験に女性が申込みやすいように、ホームページや説明会において、「女性が働きやすい医療機関（三重県認証）」として、仕事と家庭の両立支援制度が充実している点をアピールする。
- ・妊娠や出産に関する休暇等の制度について、女性職員だけでなく上司や同僚の認識・理解を深め、業務上の配慮に努める。
- ・子どもを育てるための育児休業や部分休業等の取得を希望する職員が、円滑に取得できるよう育児に関する休業制度等の周知や、育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援に努める。
- ・業務の重点化と業務削減・プロセス改善等の推進や、会議時間の短縮等の実践など定時退庁の促進を図る。